## 規 則

公益的法人等へ の職員の 派遣等に関する規則の \_ 部を改正する規則をここに公布

令和三年三月三十日

埼 玉 県人事委員会委員長 武 笠 正 男

## 埼玉県人事委員会規則一七―三六

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一七 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則  $\mathcal{O}$ \_ 部を改正する規 則 应

 $\mathcal{O}$ 

一部を次のように改正する。

別表第一中 「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団」 を 社 地方独立行政法 会福祉法 人埼 人埼玉県 玉県社 会

立病院機構」 福祉事業団 に改める。

別表第二中 般財団法 人救急振興財団」を

般財 般財団法 団法 1人救急振 人国土技術研究センタ 興財 団

に改め、 「独立行政法 人国 際交流基金」を削る。

附 則

 $\mathcal{L}$ の規則は、 令和三年四月 日 カュ ら施行する。